

東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部

2020年2月10日発行

第6号(通巻第173号)

発行者: 星山 圭 編集者: 教育・広報部

団体交渉の日程決定!

- ★2021年2月15日(月)9時30分より
申1号 「障害休暇」及び「被災休暇」の適用を求める緊急申し入れ
 - 申2号 申1号「障害休暇」及び「被災休暇」の適用を求める緊急申し入れに対する団体交渉の早期開催を求める緊急申し入れ
 - 申3号 災害時における通勤及び勤務の取扱いに関する申し入れ
 - ★2021年2月17日(水)9時30分より
申5号 2021年3月ダイヤ改正及び駅の業務執行体制の見直しに対する申し入れ
- 団体交渉に向けて
職場からたたかきを作りだそう!**

ダイヤ改正・駅業務体制見直し19項目にわたる要求提出

申5号 2021年3月ダイヤ改正及び駅の業務執行体制の見直しに対する申し入れ提出

新潟地本は昨年12月23日に、2021年3月ダイヤ改正及び駅の業務執行体制の見直しについての提案を受けました。

今ダイヤ改正は上越新幹線へのE7系の増投入や接続の改善など、サービスの向上に資するものと認識しています。

一方で労働条件としての要員が「乗務」として一括で提案されたことにより、設定されたダイヤに基づく運行の担い手である乗務員の労働条件が不明確なものとなりました。

また、乗務係等において担当業務間の相互運用を行うという提案については具体的な計画が示せない中での提案であり、無用な憶測を招く結果を生み出しています。

また、駅の業務執行体制の見直しについては、サービス向上や異常時対応等について労使での更なる議論が必要です。

新潟地本は1月25日、申5号・2021年3月ダイヤ改正及び駅の業務執行体制の見直しに対する申し入れ提出しました。



ダイヤ改正及び駅の業務執行体制の見直しに対する申し入れを提出しました。

■申5号 申し入れ項目【ダイヤ改正関係】

1. 運転士・車掌・指導・予備(臨時)の各標準数を運輸区別に明らかにすること。
2. 乗務員の標準数を算定するにあたり、考え方に変更があるか明らかにすること。
3. のつてたのしい列車及び繁忙期輸送等の多客臨設定の見直しを明らかにすること。
4. ダイヤ改正施行日に発生する要員ギャップ(新潟運輸区 乗務+10、酒田運輸区 乗務△21)に対する対処を明らかにすること。
5. 短時間行路は育児介護A専用行路とし、育児介護A適用社員がいない場合は枠外行路を作成しないこと。
6. ダイヤ改正以降、育児介護A適用社員が発生した場合基本行路を分割し、日別に勤務指定すること。
7. 短時間行路は拘束時間労働としその他時間をあわせて6時間とすること。
8. 相互運用の具体的な運用方法について明らかにすること。
9. 相互運用の運用開始時期、教育内容、教育期間、対象社員を明らかにすること。
10. 酒田運輸区の運転士担当行路からキハ110系を除外すること。
11. 夜間の安全運行を確保するため560Mをツーマンとすること。
12. 白山駅の中線にワンマン列車を定期運用しないこと。
13. 新潟駅高架ホームに手歯止め作業に使用するための足場を設置すること。
14. 休養管理室のリネン交換の取り扱いが変更された経過、理由を明らかにすること。
15. 各区の保持すべき乗務可能車種を、車両置き換え計画に沿って明らかにすること。
16. 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場において、乗務を行う企画部門等兼務者の取り扱いを明らかにすること。

交渉提案 運輸系統の業務執行体制の見直し 駅の業務執行体制の見直し

新潟地本は1月27日に団体交渉を行い、運輸系統及び駅の業務執行体制の見直しについての提案を受けました。

■運輸系統の業務執行体制の見直し

運輸系統の現業機関における業務の集約等による体制の見直しを行うとして、酒田・長岡・新津・新潟各運輸区の事務△2、新潟車両センターの事務△1、計△9として、新津運輸区と新潟車両センターは資材業務を勘案して2名、他の運輸区は1名を標準数とするとの提案を受けました。

事務担当の業務の仕組

等を変えて一部業務は支社社員が担うとして、職場毎に社員数の大小はあるが、業務量を算出して1名で大丈夫と判断したとしました。

具体的な内容を質すと、被服、物品、転動手続きに絡む業務は残る一方で、乗務員勤務のシステム入力等の一部業務を支社運輸部が担うとしました。

乗務員の勤務整理に関する事務の業務は入力作業である一方で、不備のチ

【駅の業務執行体制の見直し関係】

1. 東三条駅の3月1日以降の業務執行体制を明らかにすること。また業務委託する根拠を明らかにすること。
2. アシストマルスが定着するまで浦佐駅のみどりの窓口を存続させ、要員体制を変更しないこと。
3. 坂町駅及び吉田駅の3月1日以降の業務執行体制を明らかにすること。また坂町駅を業務委託する根拠を明らかにすること。

■駅の業務執行体制の見直し

業務の見直し及び輸送安定性向上の対策等を踏まえ、より効率的な駅運営体制を構築するとして、酒田、長岡、新津、新潟の各駅の業務を△1、計△4とする提案を受けました。

具体的に減少する業務内容を質すと、既に見直しが進んでいるものもあるが、除雪テンポラリーを管理駅で契約していたものを巡回除雪とすることで契約業務が減少していることとしました。

また、業務委託の拡大で助勤が減り業務量は減少するとしてううえで、見附駅、中条駅、豊栄駅などの委託の際には見直しをしていなかっただけで、総合的に見て今回業務の見直しを行うとしました。

△1は助役、営業、輸送のいずれかについては調整中であり、業務から助役をなくす考えは現時点ではないため、助役が一人の箇所については助役を残すこととしました。



支社の負担が大きくなるのではないかと懸念を訴えると、現場では輸送障害の程度により波動の超勤が発生するが、支社はフレックスタイム制であり、仕事の進め方や時間を考えることで超勤は平準化できるとの考えを示しました。